

南海トラフ地震対策特別措置法に係る特別強化地域の指定に関する緊急提言

去る12月27日、我々関係県にとって念願でありました「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。このことにより、地震・津波から尊い命を守るための対策の推進に一層の弾みがつくものと期待しております。法律の制定にあたりまして、ご尽力を賜りました国会議員の皆様や関係省庁の皆様には心から厚く感謝を申し上げます。

先般、法律に基づく特別強化地域の指定原案が国から示され、関係都府県に意見照会されたところではありますが、原案は一律の基準により作成されたものであり、喫緊の課題である津波避難対策を速やかに進める必要があるにも関わらず対象とならない地域が存在します。

このため、特別強化地域の指定について関係県から意見を申し上げたところですが、沿岸地域における避難が困難な地域を解消し、多くの命を救う対策を迅速に進めるためにも、地域の実情に応じた指定がなされる必要があり、下記について要請いたします。

記

- 1 「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」については、一定の基準によりつつも、地域の実情も踏まえて指定すること

平成26年2月26日

南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議

静岡県知事	川勝	平太
愛知県知事	大村	秀章
三重県知事	鈴木	英敬
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
愛媛県知事	中村	時広
高知県知事	尾崎	正直
大分県知事	広瀬	勝貞
宮崎県知事	河野	俊嗣